

離婚問題について

第六回

一人で抱え込まず、専門家に相談を



弁護士法人あすか
弁護士 今田 健太郎さん

身の回りで起きるさまざまな問題の対処、解決法を専門家に聞く、月1回連載コーナー。今回は『離婚』について、今田健太郎弁護士に聞きま

Q 離婚にはどのような種類がありますか。

A 当事者双方で話し合いの上、離婚届を市役所に提出する方法（協議離婚）、家庭裁判所の調停において、双方が合意をした上で離婚する方法（調停離婚）、離婚調停において協議が整わない場合に、訴訟を起こして離婚をする方法（裁判上の離婚）の3種類があります。

Q いずれか一方が離婚したい場合、必ず離婚はできるのですか。

A いいえ。双方で協議が整わない場合には、裁判上の離婚を求めることとなりますが、相手方の意思に反して離婚が認められる場合は、限定されています。具体的には、

不貞行為や暴力行為があった場合、重度の精神疾患を抱えている場合、その他別居期間が長く、婚姻関係が破たんしていると認められる場合などです。これらについては、裁判となった場合に、証明できるかどうかポイントとなります。単なる性格の不一致だけでは認められないケースがあります。

Q 離婚する際には、どのような点に留意する必要がありますか。

A 離婚にあたっては、大まかに言うと、①親権者②養育費③財産分与（住宅ローンなど負の財産も含む）④慰謝料⑤子供の面接交渉⑥年金分割などの条件を話し合っておく必要があります。養育費などの取り決めについては、公証役場で公正証書を作成したり、調停の場で正式に決定しておく、相手方が支払わなくなった場合に、給料の差押えなどの強制執行が容易になります。

Q 離婚を先行させて、後から他の条件を話し合うことは可能

ですか。

A 可能です。ただし、できれば離婚成立時に合意をしておいたほうがよいと思います。

Q 離婚に関して、弁護士などの専門家に相談するメリットは。

A まずは、そもそも離婚できるかできないかという予測が立ちます。その上で、当事者同士では話し合いが困難となっている場合には、代理人として相手方と交渉したり、場合によっては調停や訴訟などを提起して、解決を図ることが可能です。離婚を請求したり、逆に請求されたりした場合には、大きな精神的負担がかかっているケースがほとんどです。特に不貞行為などで慰謝料を請求されている場合には、請求額が妥当かどうかの判断が難しいこともあります。

一人で問題を抱え込まず、弁護士などの専門家に気軽に相談して頂けたらと思います。

事前にお電話でご予約ください。

ASUKA Law Firm 弁護士法人 **あすか**
〒739-0015 東広島市西条栄町10-27 栄町ビル5階
082-493-7100

【主な取扱業務】 <http://asuka88.jp/>
債務整理・一般民事・相続・企業法務・経営再建等
【所属弁護士】今田健太郎・福田浩・高橋浩嗣

〈PR〉